

広島県告示第五百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十三年五月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	廃止年月日
株式会社しらかば	主たる事務所の所在地 廿日市市阿品四丁目 五一番二六号	名称 みずほ居宅介護 支援事業所	平成二十三年四 月三〇日
	所在地	所在地 廿日市市阿品四丁目 五一番二六号	